

## 道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 12 月 14 日

新潟市長 中 原 八 一

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	西 3-32 号線	新潟市西区小針南台 1725 番 5 地先 から 新潟市西区小針南台 1725 番 3 地先 まで	前	9.0~14.2	30.4
		新潟市西区小針南台 1724 番 1 地先 から 新潟市西区小針南台 1736 番 1 地先 まで	後	32.9~62.9	44.8